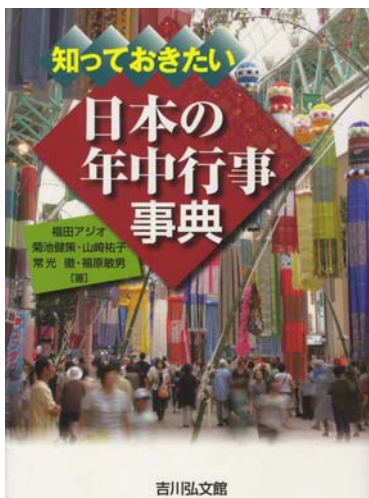




問い合わせ先
社会教育課 図書プラザ
☎ 0146・45・7777

今月の一冊



知っておきたい
日本の年中行事事典
出版：吉川弘文館

七草・花祭り・お彼岸・歳の市…。年々繰り返されるいとなみに折々の四季を感じる年中行事。どこでどのように行われ、その意味とはいかなるものか。行事のいわれや有り様、こめられた願いを平易に描いています。

アニマル号 (移動図書館車) 運行日程《4月分》

17日	10:10 ~ 10:30	朝日小学校
19日	10:10 ~ 10:30	朝日小学校
	11:00 ~ 11:20	新冠こたがわ学園
24日	10:10 ~ 10:30	朝日小学校
	11:00 ~ 11:20	おうるの郷
27日	10:45 ~ 11:00	太陽郵便局
	15:05 ~ 15:35	新冠小学校
	15:40 ~ 16:00	にこにこクラブ (児童館)
	16:05 ~ 16:30	認定こども園ド・レ・ミ
	16:35 ~ 16:55	あいあい荘

●図書プラザイベントカレンダー

日時	事業名	場所
4月24日(火) 10:30 ~	あかちゃん絵本の 読み聞かせ	図書プラザ
4月28日(土) 13:30 ~	びっくり箱の おはなし会	おはなしのへや

子どもの読書週間のお知らせ

昭和34(1959)年にはじまった「こどもの読書週間」は、もともとは5月1日～14日(こどもの日を含む2週間)でしたが、平成12年(2000)年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日の約3週間に期間が延長されました。

4月から5月にかけては、「国際子どもの本の日」などの記念日・関連イベントも多く、また、平成13(2001)年12月に施行された「子ども読書活動推進法」により、4月23日が「子ども読書

「新着ガイド」

アイデアが生まれる時	M&Cサーチ
感情革命	和田 秀樹
50代にしておきたい17のこと	本田 健
「まあ、いいか」のすすめ	山崎 武也
父・金正日と私	五味 洋治
なぜ日本は破綻寸前なのに円高なのか	藤巻 健史
「いいお葬式だったね」といわれるために	笠置 さおり
スーパー便秘に克つ!	山名 哲郎
100歳までボケない手指体操	白澤 卓二
新カドタ式家庭の生ごみで簡単土づくり	門田 幸代
梨の花咲く町で	森内 俊雄
東京ヴィレッジ	明野 照葉
信長私記	花村 萬月
東京暮らし江戸暮らし	平岩 弓枝
つぎ、なにをよむ? 1・2年生	秋山 朋恵
図解東京スカイツリーのしくみ	NHK 出版

の日」となったことなどから「こどもの読書週間」は年々大きな盛り上がりを見せています。

図書プラザにおきましても、期間中は子どもが楽しめる各種事業を計画しておりますので、皆さんお問い合わせのうえ、是非ご来館ください。

- みんなでつくろう楽しい工作
 - 子ども映画上映会
- (詳細は次号のまな・ボードでご案内致します。)



国民年金だより

国民年金保険料は納期内に納めましょう!

国民年金は、老後やもしものときにあなたの大きな支えとなります。

保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

もしものときに後悔することがないように、保険料は納期内に納めましょう。

なお、納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっております。

また、ほとんどの金融機関で口座振替もできますのでご利用ください。

国民年金には、保険料の納付が困難なとき、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。

納付が困難だからといってそのままにせず、町民生活課町民生活グループで免除又は納付猶予の申請手続きを行ってください。

★保険料免除制度

経済的な理由などで保険料を納める

ことが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額または一部(4分の3、2分の1、4分の1)が免除されます。

保険料免除は本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

★若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額が猶予されます。

納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば世帯主の前年所得に関わらず承認されます。

★学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

学生納付特例は本人の前年所得が一定額以下であれば配偶者や世帯主の所得に関わらず承認されます。

保険料免除などの承認された期間(一部納付免除承認期間において納付のしない期間は除く)は、老後に年金を受け取るための資格期間に含まれるだけでなく、万一の時に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格期間

環境衛生だより

にも含まれます。

なお、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので必ずご相談ください。

「ゴミの野焼きはやめましょう!」

平成12年4月から野外での廃棄物焼却が禁止となり、違反した場合は直接罰となっております。

最近、廃棄物適正処理監視パトロール等において、簡易な焼却施設などを用いて、剪定枝などを含む家庭ゴミや事業系一般廃棄物を焼却している住民、事業所が発見されております。

違法な焼却行為は、処罰を受けることとなりますので、ゴミの野焼きは絶対に止めましょう。

但し、例外として農家の火入れ(枯草焼き、稲わら焼き)等の野焼きは従来どおりできます。この場合、事前に産業課水産林務商工観光労政グループに火入許可申請書の提出が必要です。

※簡易な焼却施設とは、ドラム缶、コンクリート管(土管)等による焼却

施設です。

※北海道日高振興局では、平成19年秋より、管内警察署と調整し、廃棄物処理法施行令第14条の例外規定に該当しない焼却行為に当たると判断された場合、直ちに警察署へ通報するよう申し合わせております。

●廃棄物の焼却禁止違反

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科を受けます。

●新冠共同墓地の公募について

町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年内にお墓を建立する方で、新冠町に住所を有する方に対し、随時墓地使用許可申請の受付を行っております。

新冠共同墓地(字西泊津)
11区画6㎡ 使用料2万円



○問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ
☎ 0146・47・2112